

国内経済要録

◇本行預け金の増額に関する地方銀行ならびに信託銀行の申合せ

地方銀行においては2月11日、本行預け金の増額に関し、さきの都市銀行など15行の申合せ（前月号参照）と同様に9月中の本行預け金平均残高が、8月中の要求払預金平均残高の1.5%以上に達するよう本行預け金の増額に努力する旨の申合せを行なった。また信託銀行6行も2月12日同様の申合せを行なった。

◇ビルマ連邦向け米国余剰綿花の委託加工貿易（第2次）に関する輸入金融

表記の加工貿易に関する日本・ビルマ連邦両国政府間の取決めは、昨年11月19日調印されたが、その見返り米綿の輸入について本行は、一昨年と同連邦向け米国余剰綿花の委託加工貿易（第1次）の場合と同様輸入決済手形制度の適用を認めることとし、2月13日から実施した。

◇フランス共和国通貨表示外国為替引当貸付の利子歩合変更

フランス国内の金利変動に伴い、本行はフランス共和国通貨表示の手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合を次の通り変更した。

(実施日)	(改訂前)	(改訂後)
2月18日	日歩 1銭3厘	日歩 1銭2厘

◇ドイツ・マルク建輸入ユーザンス金利の変更

フランクフルトにおける市中金利の低下に伴い、本邦側甲種外国為替公認銀行では、ドイツ・マルク建輸入ユーザンス金利を次の通り変更した。

(実施日)	(改訂前)	(改訂後)
2月16日	年利 5.5%以上	年利 5.25%以上

◇銀行貸出金利およびコール・レートの自主的引下げ

全国銀行協会連合会では、今回の本行公定歩合引下げに伴い、貸出金利の最高限度を次表の通り自主的に引き下げ、3月2日から実施することとした。

なお今回の措置は、従来行なってきた自主規制限度の一律引下げ方式と異なり、次の2点が特徴である。

- (1) 新たに標準金利を設け、本行再割適格商業手形と信用度においてこれに準ずる手形の2本建てで、それぞれの金利につき最高限度を決めた。
- (2) 従来の自主規制最高限度の一部（輸入決済手形およ

びいわゆる並手形）を据置いた。

また同時にコール・レート（直取引コールを含む）についても、当分の間日歩2銭2厘（従来2銭3厘）を中心とし、最高を日歩2銭4厘（従来2銭5厘）とすることに改め、3月2日から実施することとした。なおインターバンクの再割引レートもコール・レートに準じて取り扱うこととした。

銀行貸出自主規制金利一覧（単位・日歩 銭）

区 分	新金利	現金利
1. 標準金利		
(イ)本行再割適格商手の割引		
1件 300万円超	1.9	2.0
1件 300万円以下	2.0	2.1
(ロ)信用度においてこれに準ずる手形の割引・貸付		
1件 300万円超	1.95	
1件 300万円以下	2.05	
2. 輸出前貸手形の割引・貸付		
本行再割適格手形	1.6	1.7
本行再割適格以外の手形	1.8	1.9
3. 輸入決済手形の割引・貸付	2.0	2.0
4. その他の手形の割引・貸付		
1件 300万円超	2.2	2.2
1件 300万円以下	2.3	2.3
5. 当座貸越	2.5	2.6

備考 1. 輸出前貸手形および輸入決済手形を除く手形の割引および貸付で書替継続により期間6ヵ月をこえるものについては、その最高限度よりそれぞれ1厘高とすることができる。
2. 輸出前貸手形、輸入決済手形および日本銀行再割引適格商業手形を除く手形の割引および貸付については、信用度により例外としてその最高限度より1厘高とすることができる。

◇大蔵省、当面の銀行経営上留意すべき事項に関し通達

大蔵省銀行局長は、「銀行経営の正常化と体質の改善を強力に推進する」ため、3月2日市中銀行に対し「当面の銀行経営上留意すべき事項について」通牒を發した。その要旨は次の通り。

(1) 預貸率の改善指導

当面、預貸率の改善に重点を置き、銀行のオーバー・ローン、日本銀行依存の態勢を根本的には是正するとともに、銀行貸出の増加を通じて再び経済活動の行過ぎを生ずることのないよう強力に指導する。

このため従来の平均残高による預貸率80%以内という指導に加えて、月末残高による預貸率の推移を徴求し、これ

が一定の条件に達しない場合（たとえば当月または3か月先までのいずれかの月において90%をこえる場合など）には、当該銀行からその説明書を提出させ、具体的、個別的に指導を行なう。

(2) 資産構成の是正指導

金融機関自身の体質を改善し、金融政策が弾力的かつ機動的に行なわれうる条件を整備せしめるために、上記預貸率の改善とあいまって、銀行の資産構成の是正と流動性の向上を促進することとし、当面預金の平均残高に対する流動性資産（切手手形を除く現金預け金、金銭信託、コール・ローンおよび有価証券ならびに本行売却手形を含む銀行引受手形）の平均残高の比率を30%以上とすることを目標として指導する。

(3) 経常収支内容の向上指導

経常収支率の指導基準割合は従来通り78%以内とし、基準割合超過承認の申請も従来通り行なわせるものとするが、近時、定期性預金比率の増大、預貸金利ざやの縮小などから経常収支率は上昇傾向にあり、また、上記のような預貸率の改善、資産構成の是正も経理上の負担の増加要因となるので、指導に当たってはこれらを勘案するとともに、以上の要因を理由として銀行側の経費節減の努力が怠られることのないよう、各行の実情に即応した弾力的な運営を図ることとする。

◇証券取引所、品薄株に対し自主規制措置を実施

各地証券取引所は、最近における一部品薄株の投機化傾向に対処して3回にわたり以下の自主規制措置を実施した。

3月3日発表 5日実施	5日発表 7日実施	7日発表 9日実施
(1) 規制内容 規制対象として指定された銘柄については、 ① 売買委託を受けた会員証券業者は、売買契約時に売注文の場合現株、買注文の場合現金をそれぞれ顧客から提供させる。 ② 取引所が要求すれば会員業者は現金または現株を即日取引所に提出しなければならない。	右に同じ	① 右に同じ ② 指定銘柄中特定された銘柄については、売買契約の翌日、会員業者は現金または現株を取引所に提出しなければならない。
(2) 指定銘柄 東京証券取引所 ① 銘柄数 4 大阪 " 4 名古屋 " 1	② 追加銘柄 8 6 3	①+② 計 12 10 4
		指定銘柄中の特定の銘柄 5 — —

◇外貨債の発行

産業投資特別会計の財源に充てるため、米貨債の発行について、過般来ニューヨークで交渉が行なわれていたが、2月17日引受契約の調印をみ、同24日証券の引渡し完了

した。

発行総額は3千万ドルで、発行条件は次の通り。

区分	期間	額	面	発	行	表	金	利	年	応	募	者	利	回	り	年	発	行	額	
長期債	15年	100	ドル	98	ドル	5.5%	5.7%													15百万ドル
中期債	3年	100	"	100	"	4.5	"	4.5	"	3	"									
	4年	100	"	99.12	"	4.5	"	4.74	"	5	"									
	5年	100	"	98.92	"	4.5	"	4.75	"	7	"									

◇農林漁業金融公庫法等の一部改正

農林漁業金融公庫はじめ金融公庫などの貸付業務拡充のため政府出資により各機関の資本金を増額することとなり、このほど下記の通り金融公庫法等の改正が行なわれた。

○農林漁業金融公庫法の一部改正に関する法律

政府出資を703億円へ(77億円増)3月4日成立

○中小企業信用保険公庫法の一部改正に関する法律

政府出資を121.4億円へ(10億円増)3月20日公布、4月1日施行

○公営企業金融公庫法の一部改正に関する法律

政府出資を15億円へ(5億円増)3月17日公布、4月1日施行

○商工組合中央金庫法の一部改正に関する法律

政府出資を37.2億円へ(12億円増)3月11日成立

◇企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律(3月17日公布、施行)

再評価積立金の資本組入れを促進し、企業の資本構成の健全化に資するため、上記特別措置法の一部を改正した。内容は次の通り。

(1) 再評価積立金の5割以上を資本に組み入れないものは年1割5分、同じく3割以上を資本に組み入れないものは年1割2分をこえる配当をしてはならない(改正前は、3割以上の組入れをしないものに対して年1割5分以上の配当を禁止していた)。

(2) 損失を埋めるため再評価積立金の取りくずしを行なう場合、従来は手続上特別の制限を置いていなかったが、今後は株主総会の特別決議を要することにした。

なお、「株式会社の再評価積立金の資本組入れに関する法律の一部を改正する法律」も6日成立したが、これは従来再評価積立金の資本組入れについて株主総会の決議を要としていたものを、定款でとくに定めのない限り取締役会の決議でよいことに改めたものである。

◇昭和33年度一般会計補正予算(第2号)成立

3月13日、下記の通り昭和33年度一般会計補正予算(第2号)が成立した。歳出は災害復旧事業費を除き大部分が32年度における不足分の精算を内容としており、自然増収

を財源としている。

(単位・億円)

(歳入追加額)		(歳出追加額)	
砂糖消費税	35	義務教育国庫負担金	45
関 税	40	災害復旧事業費	16
専売納付金	30	失業保険費負担金	15
そ の 他	13	そ の 他	42
計	118	計	118

(注) 33年度一般会計予算規模は今回の予算補正で13,930億円となつた。

◇昭和34年度地方財政計画

自治庁は2月3日、次表の通り昭和34年度の地方財政計画を発表したが、その規模は1兆3,341億円となつた。その特色は次のとおり。

- (1) 規模の増加率は8.3%と国家予算(一般会計)の伸び(8.2%増)とほぼ同じになつたこと。
- (2) 歳出増加中目立つのは、国家予算に対応した道路整備、文教施設整備、治山治水事業を中心とする投資的経費(増加率15%)であるが、消費的経費も人事院勧告に基く給与改善などを主因に大幅増加となつたこと。
- (3) 財源面では、増加額の6割近くは国からの交付金(税率1%引上げ、28.5%へ)、国庫支出金で占められており、自主財源たる地方税は減税(97億円)の影響もあり304億円の増加(33年度は901億円の増加)にとどまつたこと。

昭和34年度地方財政計画 (単位・億円)

区 分		昭和33年度計画	昭和34年度計画	前年度比増減額	
歳入	地方税	5,105	5,409	304	
	地方譲与税	322	334	12	
	地方交付金	2,240	2,486	246	
	国庫支出金	3,089	3,430	341	
	地方債	430	495	65	
	雑収入	1,137	1,187	50	
計		12,323	13,341	1,018	
歳出	消費的経費(給与費)	7,658 (4,950)	8,195 (5,391)	537 (441)	
	公債費	823	816	-7	
	維持補修費	420	420	-	
	投資的経費(公共事業費)	3,257 (1,919)	3,745 (2,311)	488 (392)	
	(単独事業費)(注)	(1,004)	(1,079)	(75)	
	そ の 他	165	165	-	
	計		12,323	13,341	1,018

(注) 単独事業費は国庫補助負担金を伴わない建設事業費。

◇昭和34年度総合資金需給見込みなど発表

政府(経済企画庁)は3月12日、さきに関議決定をみた「昭和34年度経済見通し」(調査月報33年12月号要録参照)に基づき、昭和34年度の「総合資金需給見込み」と「産業資金供給見込み」を作成、予算審議の資料として国会に提出した。大要は下表の通り。

34年度総合資金需給見込み (単位・億円)

区 分		33年度実績見込み	34年度見込み		
I 財政資金対民間収支(うち外為)		2,610 (1,914)	2,400 (960)		
融 資 機 関 支 出	預 金	15,300	15,900		
	資 金 吸 収	長期性	12,500	12,500	
		短期性	2,800	3,400	
	財政融資	1,440	1,500		
	その他収支尻	690	1,270		
	計		17,430	18,670	
	融 資 機 関 支 出	貸 出	13,300	14,100	
		有 価 証 券	民間金融機関貸出	11,700	12,300
			政府金融機関貸出	1,600	1,800
		放 出	地方債	2,250	2,920
公社・公団・公庫債			110	140	
事業債株式			180	430	
計		15,550	17,020		
収 支 尻		-1,880	-1,650		
II 現金通貨(残高)		730 (7,921)	750 (8,671)		

34年度産業資金供給見込み (単位・億円)

区 分		33年度実績見込み	34年度見込み
I 内 部 資 金		7,690	8,900
減 価 償 却	社内留保	2,950	3,550
	減価償却	4,740	5,350
II 外 部 資 金		15,850	17,150
1. 財 政 資 金	政府金融機関	1,600	1,850
	そ の 他	1,160	1,380
	440	470	
2. 民 間 資 金	株式	14,250	15,300
	社 債	2,000	2,200
	貸 出	850	1,200
(I+II) 合 計		23,540	26,050
III 外 資 な ど		460	700
(I+II+III) 総 計		24,000	26,750